

人事労務レポート

今回のテーマ

退職後の競業禁止義務

< 競業禁止の有効性 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-27-1
三協ビル 3F
TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

「退職後1年間は日本国内において会社と競業する業務を行ってはならない。」

競業禁止義務に関して就業規則に規定したり、採用時または退職時に誓約書を書かせたりするケースがあります。就業規則の作成相談においても、そもそもこの競業禁止義務はどこまで認められるのか、このようなご質問を受けることが多々あります。今回は、従業員への競業禁止義務の有効性について解説していきたいと思います。

1. 競業禁止義務とは？

競業禁止義務とは、会社と競業関係にある会社に就職したり、自ら競業関係となる事業を行ったりしない、という義務をいいます。営業秘密を知っている従業員が同業他社に行ったり、顧客基盤を使われたりする行為を制限することは、企業防衛という観点からは当然のことともいえます。しかし、本人にとっては、今まで仕事で苦労して得た知識や経験、人脈をこれからも活用したいと考えますし、職業選択の自由も憲法で保障されています。

よって、退職後の競業禁止義務は従業員本人との間で合理的な範囲での特約(就業規則、雇用契約書、退職時の誓約書等)があってはじめて認められるものといえます。

2. 合理性の判断基準

過去の判例等をみると、退職後の競業禁止義務を有効とさせるためには、以下の点が主なポイントとなってきます。

(1) 対象となる従業員の地位

すべての従業員を対象として競業禁止義務を負わせることは不可能かと思えます。保護に値する重要な製造技術や営業秘密に接している従業員が対象となりますので、比較的単純な労働に従事するような地位の低い従業員の同業他社への就職を規制することは認められません。従業員の範囲を限定することが必要となります。

(2) 競業禁止義務の期間

長すぎると従業員の再就職の途をとざすことになるため、「退職後 年間」といったように制限期間を設けることが必要です。以下のように3年の規制を有効とした判例もあります。

「得意先を奪うといった競業行為をその会社に対する影響がもっとも大きい退職直後の3年間に期間を限定し、特約によって禁止することは不合理ではなく、職業・営業の選択の自由や生存権を侵すものではない。」(平3・10・15 大阪地裁判決、新大阪貿易事件)

業務内容や技術の性質、特殊性等によりこの妥当とされる期間は当然ながら変わってきます。

(3) 競業禁止の対象となるエリア

地方の会社等で業務の性質上、営業エリアが特定の地域に定まっているような場合は、その営業エリア外での競業行為までも禁止するのではなく、一定の場所的限定をする必要があります。

(4) 競業禁止の対象となる職種・業務内容

基本的に前職と実質同じ範囲の職種・業務内容に限定されていることが必要です。なお、他の使用者のもとでも習得できる一般的な知識・技能を用いるような汎用性のある業務については規制対象外となります。

(5) 代償措置

必ず代償措置が必要というわけではありませんが、退職金の増額等の特別な代償措置がとられていたかどうか判断基準の一つとなります。

3. 競業禁止義務違反に対する対抗策

「そうはいつでも本人が無視して禁止している同業他社に移ってしまったらどうなるのか？」

よくご質問で受けますが、対抗策としては、退職金の不支給・返還請求、競業行為の差し止め・損害賠償請求等が考えられます。

退職金の不支給・返還請求については、退職金規程において競業禁止義務違反が不支給・減額事由に該当することが明記されていることが前提となります。

また、競業行為の差し止めは、競業禁止に関する明確な確認書等が会社と本人との間で取り交わされ、競業行為により実際に営業利益を損なわれている、または損なわれる危険性が極めて高いようなケースに限定されるかと思えます。なお、実際に会社に損害が生じた場合は、損害賠償請求も可能となります。

今月の主な労務・税務の手続き

・法定調書、給与支払報告書の提出(1月31日まで)
・納期特例による源泉所得税の納付(1月21日まで)

コラム

平成20年最初のレポートです。本年もよろしくお願ひします。前回のレポート(ねんきん特別便)で、社会保険庁は年金記録の確認を促すだけで、漏れている可能性のある記録について会社名等を教えてくれない、と書きました。しかし、1/22の読売新聞で「社会保険庁が会社の業種、所在地、加入期間のヒントを相談者に教える方針を決めた」との報道がありました。詳細は確定していませんが、年金記録統合に向けた窓口対応の見直しが進みそうです。